

障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック概要

構成

1. はじめに
 - 1.1 本ハンドブックとは
 - 1.2 基本的な考え方
 2. 対象範囲
 - 2.1 対象者(主な想定居住者)
 - 2.2 対象住宅
 - 2.3 車椅子のサイズ
 3. 各部の設計
 - 3.1 専用部
 - － 段差
 - － 通路及び出入口
 - － トイレ
 - － 浴室
 - － 脱衣所(洗面)
 - － その他
 - 3.2 共用部
 - － 共用廊下及び建物出入口
 - － その他
 4. 障害者が居住する住宅の設計に関する考え方
 - 4.1 生活の流れや全体の配置に対する配慮
 - 4.2 アジャスタブル・アダプタブルの考え方
 5. 参考プラン
- 参考資料

はじめに

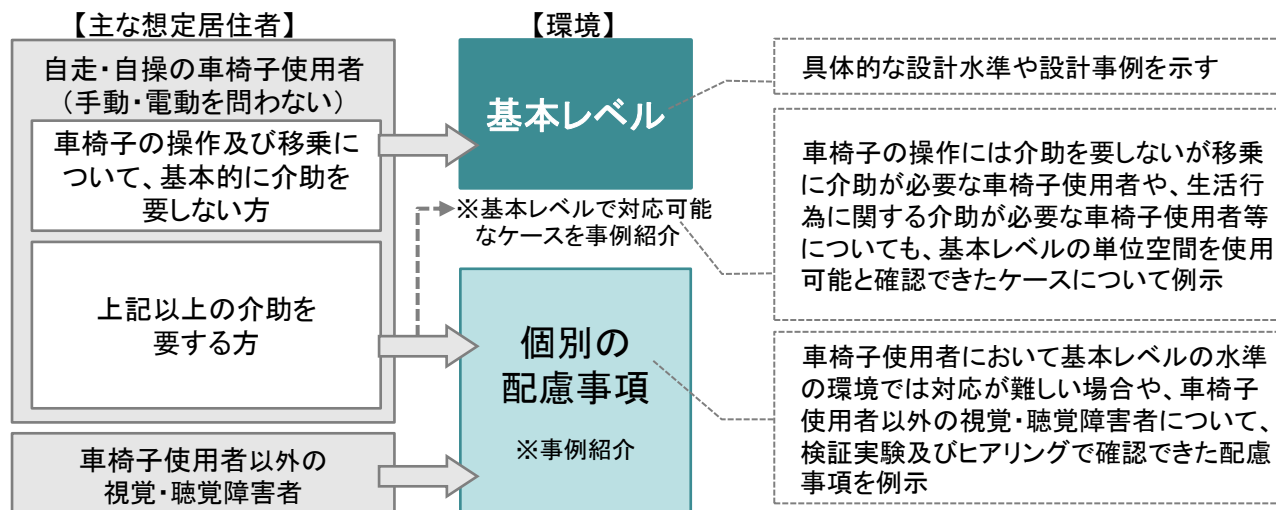
- ・ 障害者基本法の改正、障害者権利条約の批准等を踏まえ、障害者が地域において自立して生活できるバリアフリー環境の整備を推進している。
- ・ 住宅の設計については、令和4年3月に「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)」を改正し、障害者を含む要配慮居住者※の住宅の設計における配慮事項を充実するとともに、本ハンドブックにおいて、賃貸の共同住宅を念頭に、単身の障害者が居住できる住宅の供給を促進するため、設計者等に対して住宅各部の具体的な設計水準や設計事例を示している。
※現に心身の機能が低下し、又は障害が生じていることにより設計上の配慮が必要な居住者

■基本的な考え方

- ・ 障害のある人も地域において自立して単身で生活することができる住宅を設計する上で必要な配慮事項を整理している。
- ・ 主な想定居住者は、建築上、特に物理的な配慮を要する車椅子使用者とする。
- ・ 検証実験及びヒアリングで得られた結果等から基本レベルの水準や配慮事項の事例を示している。
- ・ 建築コストや居住者の費用負担を踏まえた水準とする。

対象者(主な想定居住者)

- ・ 「基本レベル」の環境における想定居住者は、車椅子の操作及び移乗について、基本的に介助を要しない車椅子使用者とする。



障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック概要

構成

- 1. はじめに
 - 1.1 本ハンドブックとは
 - 1.2 基本的な考え方
- 2. 対象範囲
 - 2.1 対象者(主な想定居住者)
 - 2.2 対象住宅**
 - 2.3 車椅子のサイズ**
- 3. 各部の設計
 - 3.1 専用部
 - 一段差
 - 通路及び出入口
 - トイレ
 - 浴室
 - 脱衣所(洗面)
 - その他
 - 3.2 共用部
 - 共用廊下及び建物出入口
 - その他
- 4. 障害者が居住する住宅の設計に関する考え方
 - 4.1 生活の流れや全体の配置に対する配慮
 - 4.2 アジャスタブル・アダプタブルの考え方
- 5. 参考プラン
- 参考資料

対象住宅

- ・ 共同住宅(主に賃貸住宅)を主な対象とする。
- ・ 基本的に新築住宅を対象とする。既存住宅については、共用部の改修等、適用することが現実的に難しいものもあるが、専用部の軽微な改修で対応可能な住宅も対象とする。

車椅子のサイズ

- ・ JIS規格(※1)の車椅子サイズを考慮しつつ、車椅子使用者による検証実験の結果等に基づき、基本レベルの水準においては、全幅530~670mm、全長800~970mm程度の車椅子サイズを想定(※2)。

※1 全幅700mm以下、全長1,200mm以下
※2 上記以外のサイズの車椅子や、車椅子の性能によっては、本ハンドブックで示す水準では対応できない場合もある

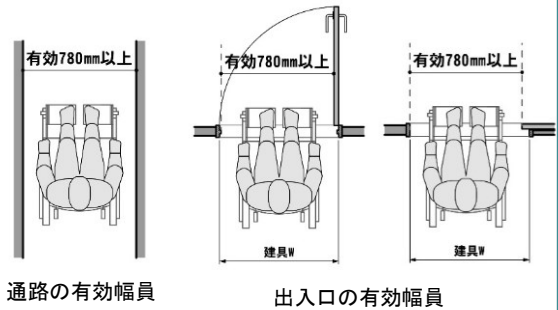
障害者が居住する住宅の設計に関する考え方

- ・ 配慮事項として、各単位空間の配置や、生活の流れを意識した動線に対する配慮等について示している。
- ・ 多様な入居者に対応できるよう、入居者の特性に応じて調整・デザインの変更ができる機能を持たせる、アジャスタブル(あらかじめ、事後的に調整出来る性質を持たせておくこと)・アダプタブル(個人のニーズや将来的な状況の変化に応じて、事後的に部品の設置等を行うことが可能であること)の考え方について示している。

専用部分

通路・出入口

- 通路の有効幅員は780mm以上とすること。
- 出入口の有効幅員は780mm以上(トイレ及び浴室の出入口の有効幅員は700mm以上)とすること
- ※出入口は戸の枠や厚み、引き残しを除き、必要な有効幅員を確保すること
- ※出入口の有効幅員は、戸があらかじめ開いている状態で通過するために必要な寸法としている
- 直角路や、出入口に至る経路が直角となる場合については、別途水準を設定

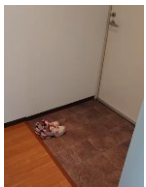


通路の有効幅員

出入口の有効幅員

段差

- 次に掲げるものを除き、段差がないこと。
- ・ 5mm以下の段差
- ・ 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下で、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下とするもの
- ・ 浴室の出入口の段差で、単純段差かつ高低差を20mm以下とするもの
- ・ バルコニーの出入口の段差で、単純段差とするもの



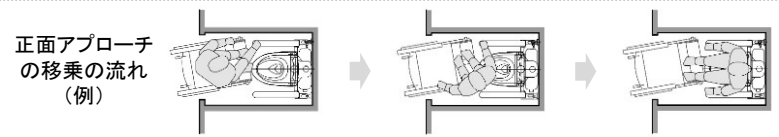
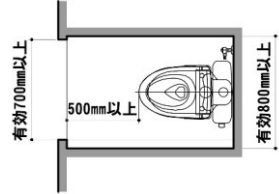
フラットな玄関の事例



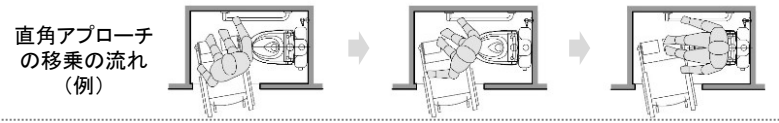
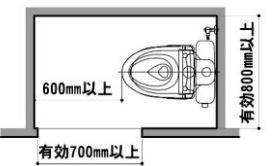
グレーチングを設けることでフラットな設計とした浴室出入口

トイレ

- 便器へのアプローチが正面方向(正面アプローチ)の場合、短辺は内法寸法で800mm以上、長辺は内法寸法で便器前500mm以上とすること。
- トイレの出入口の有効幅員は700mm以上とすること。

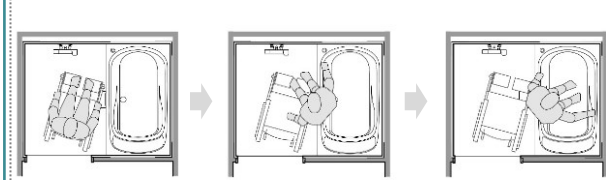
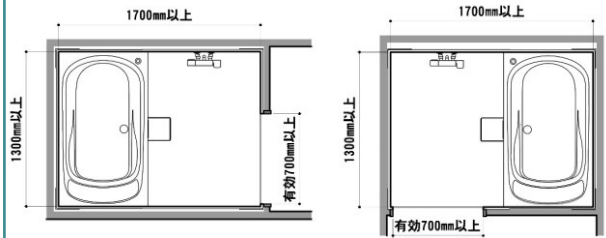


- 便器へのアプローチが直角方向(直角アプローチ)の場合、短辺は内法寸法で800mm以上、長辺は内法寸法で便器前600mm以上とすること。
- トイレの出入口の有効幅員は700mm以上とすること。



浴室

- 浴室の広さは、内法寸法で短辺1,300mm以上×長辺1,700mm以上とすること。
- 浴室の出入口の有効幅員は700mm以上とすること。



車椅子で進入する場合の流れ(例)

※このほか、手すりの設置例と、手すり等を用いて移乗する場合の流れ(例)についても掲載

共用部分

共用廊下

- 各住戸から、エレベーター等を経て建物出入口まで、有効幅員1,200mm以上の共用廊下を経由して到達できるものとする。
- 50m以内ごとに、車椅子の転回・すれ違いができるスペースとして、1,400mm×1,400mmのスペースを設けること。

建物出入口

- 有効幅員は800mm以上とすること。
- 主要な経路上の建物出入口に戸を設ける場合には、その前後に車椅子使用者が開閉動作等をできるスペースを設けること。